

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第8条第4項の規定による当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和2年8月4日

佐賀県知事 山口 祥義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セカンドストリート佐賀兵庫店
佐賀県佐賀市兵庫南四丁目332番地
- 2 届出の内容
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ・ 駐輪場の位置
 - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 3 意見の概要
意見なし